

解体計画作成等義務付け

来夏、石綿障害予防規則施行

石綿に係る労働者の健康障害防止対策

現行	対策後
アモサイト、クロシドライトの製造等の禁止 (平成7年~)	新たに、石綿を含有する建材、摩擦材、接着剤の製造等の禁止 (平成16年10月1日労働安全衛生法施行令施行)
特定化学物質等障害予防規則	禁止除外品の計画的な代替化の促進 ・関係団体要請(平成16年2月) ・石綿障害予防規則第1章による努力義務(平成17年7月1日施行予定)
石綿等に係る規則	石綿障害予防規則(平成17年7月1日施行予定)

は、石綿障害予防規則の制定により対策が強化されるもの

応した対策を充実させるためには、現行の特定化された規則から分離させて新たな規則を制定することとした。

同省は、これまで行った規制の結果、製品の石綿含有建材を使用して建築物や工作物の解体作業が増加すると見込んでおり、建設業者や解体事業者、同従事者などへ新しい規則の周知を徹底、定着していくことにしている。

主な規則のポイントは

現行法規からの変更点は

新規則のポイントと

既存規則との違い

新規則のポイントと

ない製品に代替するよう努めなければならないと規定(追加)

(改正)

建築物または工作物を解体する際の石綿などの使用状況の目視、設

用が明らかとならなかつ場合には、原則と

して分析による調査を

結果から石綿などの使

用が明らかとならなかつ場合には、原則と

して分析による調査を

対策などの概要を労働基準監督所長に届出

(改正)

建築物または工作物の解体などの発注者は、当該建築物などの解体使用状況などを通じて、当該建築物などの発注者は、建築物の発注者は、建築物の解体方法や費用について、この省令(規則)の順守を妨げる恐れがある場合に、当該建築物の発注者は、建築物の解体方法や費用について、この省令(規則)の順守を妨げる恐れがない(同)

建築物・工作物の解体作業の発注者は、建築物の解体方法や費用について、この省令(規則)の順守を妨げる恐れがない(同)

建築物・工作物の解体

作業の発注者は、建築

物の解体方法や費用について、この省令(規則)の順守を妨げる恐れがある場合に、当該建築物の発注者は、建築物の解体方法や費用について、この省令(規則)の順守を妨げる恐れがない(同)

ばならない(新規定)

建築物または工作物の解体などの発注者は、当該工事の請負人に対し、当該建築物などの解体使用状況などを通じて、当該建築物などの発注者は、建築物の解体方法や費用について、この省令(規則)の順守を妨げる恐れがない(同)

建築物・工作物の解体

作業の発注者は、建築

物の解体方法や費用について、この省令(規則)の順守を妨げる恐れがない(同)

鹿児島建設業栄友会

9時から、鹿児島市の知的障害者施設「コスモス園」で毎年恒例の福祉施設の奉仕作業を実施する。

鹿児島市富雄会長(永山富雄会長)は8日

午後4時30分から、鹿児島市のパレスイン鹿児島で第37回通常総会を開く。

県左官業協同組合(川路益満理事長)は11月12日

来月12日、総会

県左官業協同組合(川

来月12日、総会

SPACE HOUSE が鹿児島に新登場

簡単、スピーディーな作業

安全性、快適性を重視

コンセント、照明・換気扇付

運搬時のコストダウン化

ハウス事業部

鹿児島支店

鹿児島市水吉町(アリーナ近く)

099-250-5060番

FAX 099-285-5999番

串木野支店

串木野市さ